

即ち自ら記録し給ふこと、左の如し。

今日御幸菊亭、爲法事讚論聽聞也、兩女院予同之、昭訓門院又有御幸、未刻法事讚、其後禮讚、云云、○正和二年九月二十六日の條。

今日法事讚、頓惠法師讀高座、聊令啓白、言約旨趣分明、尤可謂能說乎、○正和二年九月廿六日の條。

今日御幸中園第御聽聞、如法念佛之故也、禮讚一時訖、有常麻曼荼羅讚嘆事、頓惠上人爲唱導、入夜還幸、○正和二年十月五日の條。

尙ほ數、北山第中園第等に御幸ありて、六時禮讚、法事讚、別時念佛等を御聽聞し給へり。今一一列舉説明せず、○元亨二年十月十九日、十月十九日等の各條に見ゆ。

十九日、正和二年九月十一日、十月十九日等の各條に見ゆ。

五 御祈禱

當時宮中に於ける祈禱は、護持僧、宿曜師、陰陽師を召し、各その道によりて行はせられ、而して佛教に依りて行はせらる

ること、尤も嚴重にして盛大なり。その恒例の祈禱は年中行事に屬し、殆ど一の儀式となり、毎年必ず一定の月日に行はせられ、臨時の祈禱に至りては、天變地妖等のあるに方り、毎に盛に行はせられたり。

東台兩密には、息災、增益、降伏、愛敬等の數種の法ありて、是等の數種の法の中に各、數十の法あり。されば吉凶禍福大小の事、各、その修すべき法あらざるなく、仁和、醍醐、延暦、園城等の諸大寺の諸高僧は護持僧にあらざるも、亦交入りて導師となり、互に靈驗を争ひ、名譽を競ふたり。

法皇は祈禱の際毎に御精進あり、出御して聽聞し給へり。正和二年五月彗星出づ、因りて宮中に於いて祈禱を行はせらる。即ち十八日夜より押小路萬里殿二條萬里小路殿に於いて五壇法を修せらる。法皇御齒痛あるを力めて出御し給

ひ、天明に至りて還御し給へり。而してその立壇行法實に莊重尊嚴を極めたり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

自朝齒痛更發、只聊瘧不食物、自今夜五壇法也、中壇聖護院惠助親王、降三世慈順僧正、軍荼利良重法印、大威德定顯法印、金剛夜叉顯譽法印、奉行成隆法印也、成隆申云、今夜中壇中立候間、自聽聞所不可見、然者東端可直歟如何、然者時剋可經如何、云々、予仰云、阿闍梨等未參集之間、可改之由可仰、即改之、又申云、自明日物忌也、予云、明日申合仙洞關白等了、可定丑剋、阿闍梨參集、著直衣行直廬_{是道也}、入東端聽聞所、即親王入道場之間、殿上人指脂燭、諸壇之阿闍梨本自在道場、先是出御撫物被許也、御修法後中壇御加持、其後天明之間、予還本殿、其後阿闍梨_{所職四人}、參二間御加持了退出、抑今日予精進也、持念珠向聽聞所、二〇正和五年

日月の十條。

第二日以後毎夜出御して聽聞し給へり。

亥刻修法始、雖爲物忌、爲□事、又依密々儀、内々聽聞、物忌不可依密々也、然而先々物忌之時、無何爲興遊、云々、不重之時出南殿等准之聽聞、且佛事之故也、御加持於二間取之、無聽聞之儀内々也、〇正和二年五月十九日の條。

今夜親王參上之時、殿上人指脂燭、或直衣或衣冠束帶也、〇同條裏書。

御修法儀如去夜、今夜二夜心神頗違例、今夜服蘇香圓纒落居、

即聽聞、慈順僧正參、對面良久退下、種々雜談密事等也、〇正和二年五月二

の十日の條。

今日猶上氣、又服蘇香圓、入夜又心神頗違例、又服蘇香圓落居、

即入聽聞所聽聞了、加持於二間有之、如去夜、〇正和二年五月二十一日の條。

入夜雨降、修法儀如先々、〇正和二年五月二十二日の條。

長吏宮可被參之由申之間、暫被參對面、暫退出、慈順僧正參對面、即入内、云々、成刻許修法始、聽聞、今夜非物忌、仍聽聞也、加持了還本殿、五壇阿闍梨皆今夜於道場有加持、二十三年五月修法聽聞如例、加持於道場有之、阿闍梨等不退出、即後夜始、即日中、云々、結願也、即自道場宮已下退出、云々、今夜前大納言爲兼卿參聽聞、藤大納言退出、二十四日五月以上記錄し給ふところに依りて、宮中に於ける祈禱の狀況、及び法皇がその法驗を信仰し給へることを仰察したてまつるべし。恒例臨時の祈禱一一舉ぐるまでもなかるべし。然るに法皇が御一身に關する祈禱は、御踐祚御立坊等の際、毎に之を行はせられ、御病惱の際も之を行はせられたり。正和三年二月の頃、瘡瘡流行し之に罹る者多し、因りて法皇祈禱を行はせ給へり。

近日瘡瘡流布、此間每人病之、仍爲朕祈禱、正和三年二月一日の條。

法皇は天台眞言の高僧を召して修法のことを問ひ給ひ、口傳を受け給へり。漫然として法驗を信仰し給ふにあらざるを知るべし。

文保元年四月慈道法親王の入りて水天供を修し給ふに方り、三壇法の説を聞き給へり。法親王の説に、三壇法は三種の神器を象りたるものにして、延命法の三摩耶形は鏡、不動法の三摩耶形は劍、如意輪法の三摩耶形は璽なりと云へり。

青蓮院宮慈道參入、對面之次語云、水天供自今夜被如斯、阿闍梨七人、仁和寺宮、座主宮、青蓮院宮、長吏宮、禪助僧正、道昭僧正、顯譽僧正。又語云、三壇御修法象、三種神器、

延命三摩形鏡也、不動三摩耶形劍也、云々、如意輪象神璽也、云

云、此外種々有口傳、文保元年四月二十九日の條。

天台眞言の教義を研究し修行し給へることは、別に記述し

たるが如し。第三章六佛典の項を参照すべし。

然るに法皇は法験を信仰したまふと雖、祈禱に依りて自ら定れる運命を動し得べきものにあらざるとなし給へり。元亨元年法皇御歳二十五歳重厄なりと云ふを以て祈禱を勧められ給ひ、祈禱に慣れんと欲するを恐る、仍て一切之を受けずと宣へり。數、勧められ給ひ、遂に辭退する能はずして之を受け給ひ、旁以て詮なきことなりと宣へり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今夜慈什法印修尊勝護摩、朕今年爲重厄之故也、仍自院御方有沙汰、然而朕案之、無供祈禱誠雖爲朝恩、語紹還非善根也、况恐欲慣祈禱、仍内外祈禱一切不受、然而度々有仰、兼又今年病事流布、且又御所中爲安穩、猶可修之由、強再三有仰、以隆蔭重直被仰惡計、仍不能辭退者也、佛法幸甚、又是以祈禱爲幸哉、旁

以無詮事也、然而如此思□諸人當世不受事也、云々、末代可悲

云々、○元亨元年正月二十九日の條。

元亨二年四月偶、隱所に於いて杜鵑を聞き給ふ、世俗大に之を忌み、女房等祈禱を行はせ給はんことを勧め奉る。法皇之を斥け給ひ、未だその本説を聞かず。世俗此の如く忌むは愚迷なり。朕取らざる所なり。凡そ天變地妖の如きは皆象るところあり。然れども聖人猶ほ本とせず。況や此の如き末事に至りてをや。太だ言ふに足らず。假令實と雖妖は徳に勝たず。之を畏るゝに足らずと宣へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。
今日郭公滿耳、朕於隱所聞之、世俗近古以來忌之、可祈禱之由女房等諷諫、未聞本説、不見由緒、太以不足信用、凡近來凡俗多如此諱忌、是併愚迷之甚也、信恠誕之説、非聖人之旨、朕所不取

也、仍不許容、如天變地妖者、本文所指有所象、而猶聖人不爲本、
況至如此末事、太以不足言、縱雖實妖不勝德、不足畏之、元亨二年四月二

十六日
の條。

元亨二年十月十五日、月蝕なりと云ふを以て、御祈禱を行は
せらる。然るに月蝕せず。法皇是れ法驗か、貴むべしと宣ひ、眞
言の法猶ほ末代と雖も信ずべきことなり。この事儀軌に明
文あり。更らに行者の徳にあらず。法の力なり。慢心を生ずる
莫れと宣へり。

今夜月不蝕、云云、是法驗歟、可貴、眞言法猶雖末代可信事也、此
事於儀軌有明文、更非行者之徳、法之力也、莫生慢心、云々、元亨二年十月

月の十五
日の條。

正中元年七月御病惱あり、八月に至りて治癒し給はず。慈嚴
僧正を召し、御祈禱を行はせ給ふ。僧正六字法を修し、今度の

御病惱は怨家の疑あり。故にこの法を修す。この法は無我に
住して他の呪詛を破るものなるよしを奏し、且つ凡夫眞實
に無我に住し難し、故に本尊加持に依るものなるよしを奏
す。法皇その説を聞き給ひ、予惟ふに心本自なく他なし。無我
に住すること難からず。然れども思ふところあり、復た難せ
ず。この法殊に聽聞すべきよし之を稱す。仍て今夜不闕に之
を聽聞するなりと宣ふ。尋いで僧正伴僧六人を率ゐて尊勝
陀羅尼を誦す。法皇深く信仰し給ひ、聊かその氣萌さんとし
たるも即ち平減し、遂に發せず。法驗か。僧正の行徳尤も貴む
べしと宣へり。

自卯刻心神違例、元亨二年七月五日の條。

心神不復本、自申刻溫氣尤甚、終夜惱亂、元亨二年七月六日の條。

長直仲成蔭夏等公卿皆云風氣上氣之故、但有瘧病之疑、云云、

今日心神無別條、仲成即令祇候、○正中元年七月七日、
○此と七月八日、十四日、二十日、二十六日、八月一日、
各條に見ゆ。

慈嚴僧正修六字法、○正中元年八月二十日、
條。

召慈嚴僧正於前語、今度所惱有怨家之疑、故修此法、云云、此法住無我破呪呪詛也、云云、就之予曰、住無我心、豈怨家呪咀得便哉、僧正云、勿論、但凡夫真實住無我尤難、是以依本尊加持也、云云、予心中思、心本無自無他、住口我不難、然而有所思、輒不開口語、此法殊必可聽聞之由稱之、仍自今夜不闕聽聞之也、○正中元年八月廿一日、條。

一日、
條。

慈嚴僧正率伴僧六口誦尊勝陀羅尼、酉一點聊其氣欲萌之處、即平滅、遂不發、併法之効驗歟、僧正之行德、尤可貴、云云、○正中元年八月十四日、條。

この後御病惱の際、數、慈嚴僧正を召し給ひて祈禱せしめ給

ひ、毎に法驗を信仰し給へり、○正中二年四月一日、二日、
四日、五日等、各條に見ゆ。

六 御修行

第三章御學問の條に記述したる如く、法皇は佛教を研究し給ふに、一宗に偏し給ふことなく、南北諸宗の高僧を召し給ひて、各、その教義を聽き給へり。然れども稍後に至りて天台眞言の二宗を喜び給ひ、常に二宗の高僧を召し給へり。然るにその教義を聽き給ふに止まらず、實際修行し給へり。元亨元年の頃、天台宗の忠源僧正忠性僧都より摩訶止觀を聽き給ひて研究し給ひ、その説に依りて一心三觀の觀念に入り給へり。晝夜を嫌はず觀法を凝らすも、俗事に妨げられ易きよし嘆き給ひ、觀念成り難き間、只讀經をなすと宣ひ、又終夜常居所に於いて觀法をなし、上氣により妨げらると宣へり。法皇が俗事病魔等の續來する間にありて、御精勵した

まへる狀仰察し奉るべきなり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

無事、此間不嫌晝夜凝觀法、云云、隨分晝夜雖成觀法、世俗□後多妨、尤私欲也、元亨元年十月十七日條。

無事、於御持佛堂念誦讀經、自昨日毎日可參之由所思也、今日男等祇候公卿、仍觀念難成之間、只讀經許也、於常居所、終夜觀法、依上氣被妨、心神違例、元亨元年十月十八日條。

是より先文保元年五月、天台宗の増基僧正より即位灌頂印を受け給ひ、元應元年二月兩部灌頂、及び護摩等を受け給ひ、尋いで九月眞言宗の寛性法親王より十八道并に金剛界灌頂を受け給ひ、御病惱を力め給ひて御練行あり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。
増基僧正參入、授即位灌頂印、此間七日殊潔齋精進、爲受此印

也、文保元年五月十八日條。

自今日始行法、元應元年二月十七日條。

行法如昨日、元應元年二月十八日條。

行法如例、元應元年二月十九日條。

行法等如例、元應元年二月晦日條。

今日歸參衣笠殿、此間令□□加行間也、仍歸參也、仁和寺宮在所近之間、祇候此御所也、元應元年九月四日條。

今日咳氣頗得減、但猶爲□難、後夜行法、云云、元應元年九月九日條。
今日金剛界行法結願、元應元年九月二十日條。

當時朕眞言天台の兩宗を興さんとすと宣へり。然れども實際修行し難きを嘆じ給ひ、五相三密の觀行猶ほ未だ成らず止觀中道の智定力未だ發せず。故に暫く念佛を以て往生の業となし、阿彌陀佛を禮して甚深の法を行すべしと宣ひ、次

に然れども練行を捨てず、觀行成就せば念佛を捨てんと宣へり。その實際修行に御精力を傾注し給へるを仰察し奉るべし。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

朕殊欲興眞言天台之兩宗、而五相三密之觀行猶未成、止觀中道之智定力未發、故暫以念佛爲往生之業、遇彌陀可行甚深法也、然而全不捨練行、觀念□成上、可捨念佛也。○元應元年九月十八日の條。

此の如くにして法皇は一たび淨土の念佛に御意を傾け給ひ、本道上人等より法談を聽給へり。第三卷御學問六佛の項參照すべし。

元亨元年三月七日如空上人の示寂を聞きて痛惜し給ひ、近來念佛宗興隆の人なり、定めて一宗衰微の基か、歎息すべし歎息すべしと宣へり。

即ち親ら記録し給ふこと左の如し。

去夜如空上人入滅、臨終正念、日來所存不違、云々、近來念佛宗興隆人也、定一宗衰微之基歟、可歎息、可歎息。○元亨元年三月七日の條。

三年七月天台宗の慈嚴僧正より十八道を受け給ひ、法の如く練行し給へり。東密、即ち弘法大師の流は、寛性法親王より受け、台密、即ち慈覺大師の流は、先年増基僧正より受け、今再び慈嚴僧正より受け了るよし宣ひ、この僧正細細參仕す、年齢未だ闕ならざるも、頗る法器たるか、仍てこれを受くるよし宣へり。時に僧正は二十六歳にして、法皇よりも一歳少し。法皇は年齢の少長に關らず、僧正の學徳を推重して法を受け給へり。この後僧正が三十三歳にして天台座主の重職に昇れるを見れば、法皇が夙に法器かと宣へるもの、決して謂なきにあらざるを知るべきなり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

此日始加行、是可傳受十八道於慈嚴僧正之故也、其所作注別紙、不及別道場、於持佛堂每日一度念誦也、云云、○元亨三年七月十一日條。

此日受十八道於前權僧正慈嚴、先年遇增基僧正受兩部法并護摩等了、又弘法大師之流、於仁和寺宮十八道金剛界等傳受了、慈覺流受之先此僧正細々參仕、齡雖未闕、頗爲法器歟、仍所令傳受也、○元亨三年七月十五日條。

自今夜、初夜始十八道初行、慈嚴僧正參、見道場次第也、○元亨三年七月十八日條。

行法如日來、○元亨三年七月二十一日條。

此曉別行結願了、今日初魚食、○元亨三年七月二十五日條。

玉鳳院御物目錄に左の目あり。

一扇御手箱一合納物

眞言宗御相傳二帖

天台血脉三通

是れ寛性法親王慈嚴僧正より受け給ひたるものなるべし。建武二年十一月二十日御落飾あり。天台宗の圓觀上人を戒師となし給ひ、それより常に天台宗の法衣を御着し給へり。圓觀は法諱慧鎮と云ふ。近江國淺井郡今西庄の人。夙に大乘圓頓戒の再興を以て自任し、籠山修行す。文保元年始めて常盤井殿に參候し、後伏見上皇の召を被りて法を説き、後數參候し遂に北白川殿を改めて佛殿となして元應寺と號し、入りて住す。嘉曆元年法勝寺大勸進となり。道譽四傳す。こゝに於いて法皇の召を被るに至る。

圓觀上人自ら之を記せり、即ち左の如し。

花園院御素懷申沙汰畢、御法名○五代國師自傳。運行、令奉行之。

初め圓觀後醍醐天皇の北條氏を討伐し給はんとするに方

りて、天皇の諮問に参して畫策するところあり、事漏れて北條氏に捕へられて陸奥に禁錮せられたりしが、北條氏滅亡するに至りて京都に還り、更に天皇の御歸依を受く。天皇并に後伏見、光嚴、光明等に圓頓戒を授け奉り、五代國師の號を賜はりたりと云ふ。近江の西教寺、相模の寶戒寺等を興し、北朝廷文元年三月一日に寂す、壽七十六なり。康安二年二月十九日勅して慈戒和尚の諡號を賜ふ。

七 御參禪上

元應元年二年の頃頻りに諸宗の高僧を召して法談を聽き給へり。而して禪は始めて妙曉上人より聽き給ひたるが如し。即ち二年十月の頃、資朝數上人を伴うて至り、法皇禮遇して禪を聽き給へり。

今日資朝朝臣具妙曉上人參、如先々法談及比明、元應二年十月十日

入夜資朝相具妙曉上人參、法談如例、比明退出、元應二年十月十四日

元亨元年八月十九日の夜、妙曉上人參候し、法談曉に至り、法皇參得したる所を述べ給ふ。即ち今夜予已證の義一論を述べ、許容の言あり。尤も感悅する所なりと宣へり。且つ禪法之事幼少より仰信す。然り而して善知識に遇はず、徒らに年序を送る。この上人に遇ひ、始めて信受行道す。時機を見るに子細あり。仍て披露に及ばず。この間漸く漏達せんと欲す。而して遠方に下向する間、暫く之を默止するなりと宣へり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今夜妙曉上人參、法談及曉更、今夜予述已證之義一論、有許容之言、尤所感悅也。此間下向關東方、早速御歸洛之由約諾了、禪法事自幼少仰信、然而不遇善知識、徒送年序、遇此上人、始信受行道、然而見時機有子細、仍不及披露、此間漸欲漏達、而下向遠

方之間、暫默止也。元亨元年八月十日條。

法皇深く禪の高妙なるを稱嘆し給ひ、佛法の高妙、心地の極理、只禪門の一宗に在り。餘の大小乗の宗義都て及ぶべからざるものなり。予殊に思を立旨に繋け、造次顛沛怠らず。是に於いて徐に發明するところあり。尤も歡悅するところなり。衣裏の明珠求めずして自ら得たり。喜ぶべし、喜ぶべしと宣ふ。その大に感悅し給ふこと仰察し奉るべきなり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

佛教之高妙、心地之極理、只在禪門之一宗、餘大小乘宗義都不可及者也。予殊繫思於立旨、造次顛沛、於是徐有所發明、尤歡悅、衣裏明珠不求自得、可喜々々、同條。

この後數、妙曉上人を召して禪を聽き給ひ、碧巖錄を提唱せしめ給へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

妙曉上人參法談讀碧巖錄第一、元亨元年十一月十日條。

今日召妙曉上人談法門、元亨元年十二月十四日條。

同月妙曉上人元に航せんとす。法皇別を惜み給ひ、數召し給ひて商量し給ひ、この上人明昭の宗師なり。當世無雙。朕殊に歸仰し、この間連連宗旨を談すと宣へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今夜妙曉上人參、密々受業、明後日可下向鎮西、即可渡唐之故也、此上人明昭宗師也、當世無雙、朕殊歸仰之、此間連々談宗旨、

元亨元年十二月二十五日條。

法皇妙曉上人より受衣し給ひ、受衣の事先例不審なり。然り而してこの上人殆ど再會の期を知らず。歸依の符契見ざるべからず。依りて密密受衣の儀あり、旁、以て謗難あるべきか。

仍て隱密にするところなりと宣ひ。且つ禪が諸宗に異なる所を擧げ、不可得にして稱ふものなりと宣ひ。次に然るに近代諸宗却て深義に達せず、悲むべきことなり。この宗に於いては獨り頓證の義あり。貴むべきことなりと宣へり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

受衣事先例不審、然而此聖人於今者殆不知再會之期、歸依之符契不可不見、仍密々有此義、旁以可有謗難歟、仍殊所穩密也、於此宗者不可得而稱者也、誰敢同、然近代諸宗却不達深義、可悲事也、於此宗旨者、獨有頓證義、可貴事也。○同條翌日特に宸翰を賜ひ、異日國師の號を賜はるべきよしを宣ふ。而して御感悅の情、宸翰の紙面に溢るゝを見奉るなり。即ち左の如し。

(長福寺所藏)昨夜受業之儀、感悅無極、縱雖隔萬里之波濤、同風之旨何有遠

近義、同國師後日必可有其號、當時非自專、尤以遺恨、併期再會之時者也。

妙曉は、京都の人、中納言初め建長寺顯日峰高に従ひ顯日上人寂する後、京都に上りて北岩倉に居り、妙超上人に師事し、法皇の御歸依を受けて道名尤も重し。こゝに於いて去りて鎮西に下り、元に航せり。

法皇は妙曉上人より受衣し給ひ、上人の元に航したる後、専ら修行を事とし給へり。然るに幾もなく自ら未だ心中透徹せざる所あるを覺え給ふに至り、大に發奮し給へり。

元亨二年三月十日の朝、夢中傳教弘法の兩大師に遇ひ給ひ、殊に弘法大師に禪の意を話し、印可を乞ひ給ふも、大師分明の返答なきよし感じ給ひ、覺めて後之を思ひ給ひ、已に印可を乞ふは、豈疑無きに至るものと謂はんや、大師返事なきは、

謂れあるかな。是れ眞實猶ほ脚跟未だ地に點せざる間、夢中この事あるなり。悲むべし、悲むべしと宣へり。これ蓋し法皇が夙に天台眞言の二宗に御意を傾け給へるに因るべし。而して行住坐臥修行に餘念あらせられざるを仰察し奉るべきなり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今朝夢中謁傳教弘法兩大師、就中與弘法談法文、甚以分明、盛求法之志之故歟、元亨二年三月十日

夢中所説禪宗也、向大師乞印可、無分明返事、覺後思之、已乞印可、豈謂到無疑哉、大師無返事有謂哉、是眞實猶脚跟未點地之間、夢中有此事也、可悲、可悲、○同條

然るに法皇は夙に諸宗の教義を研究し給ひ、後に殊に禪の要旨を領會し給へり。

元亨三年五月永福門院の御如法經供養の事に關して御意見を述べ給へるもの、法皇が至竟禪の要旨を領會し、大に發明し給ふ所あるを窺ふを得るなり。即ち御如法經供養の事治定せざるよし聞き給へる所を以て種種難じ給ひ、人の煩勞を省かんが爲めに停止せらるゝは、亦善政たるべきか、但しこの事最初より沙汰あるべきか、今に及び沙汰出來、尤も不審と宣ひ。次に凡そ善根は人民の煩勞とならざると、是れ最上の事なり。佛教の道理更に外に求むべからず。治國養民是れ刹利居士の懺悔なり。何そ別に佛事を修すべけんや。ただ以て理事に當らざるなり、却つて人情大義を知らざる間、王法の外別に佛事を修す。是れ近代の弊風なりと宣へり。更に予に於いては、本心外より佛法を求めざる間、強ち如法經を待つべからず。行法の記文の如きは、佛性を覺るを以て莊

嚴懺悔となす。是れ法華三昧の大意なり。然り而して自然に懈怠となる、別の修行を企つる時、自ら信心を催す、是れ又庸人の常法なり。徒に心外に佛法なしと稱して修行せずば、何の時か佛性を顯はさんや、前の是非に迷ふなり。共に偏執すべからざることなりと宣へり。次に前述したまふ所を收結し給ひ、所詮民の費をなさずして修行すること、これ第一義なり。又若し懈怠の心を勸發せんが爲めに、別に道儀を刷し、伴侶を引くこと、これ第二義なりと宣ふ。次に偏に人の煩勞ありと稱して修せざるは、又懈怠に還る自縁なり。大煩は更に善根と雖も然るべからず。小事に至りては、若し大利を得ば何事か有らんや。これ佛法世法能く校量し、時に臨みて決すべきことなりと宣ひ。反覆御意を用ひて述べ給ひ、進んで世法佛法の關係を述べ給ひ、先づ世法と云ひ、佛理と云ひ、二

事あるべからず。法華經に云はく治世安民皆正法に順ずと、この意殊に王者の存知すべきことなりと宣ひ。次に古來の弊風を述べ給ひ、中古以來造寺を以て本となし、佛寺美麗を先とす。太だ以て佛法に背けることなりと宣へり。然れども梁の武帝が菩提達磨に問へる一事を挙げ給ひ、梁の武帝寺を造り達磨に問うて曰はく、功德有るか、大師答へて曰はく、無功德と、この一段は今の所論にあらず。太だ以て深意あり。尤もこの意を覺得して、始めて佛事を修するを許すべきのみと宣へり。こゝに至り法皇の御造詣し給ふ所、極めて高遠深妙に入り、而して常に實際を離れ給はず。所謂教相家の教義を解釋する類にあらず、その御見識實に驚くべきなり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今日永福門院御如法經間事有被申之旨、所詮可爲人煩歎之

由也、然者猶事之可被省略歟、之由有沙汰、又伏見殿遼遠可有煩、可爲衣笠殿歟、之由頻被申、仍被改定了、略義歟、將又今年可停止歟、之由未定也、日次已治定、奉行人已催促了、而無故被止、似輕忽、然而爲省人煩被停止者、又可爲善政歟、但此事自最初可有沙汰歟、及今沙汰出來、尤不審、凡於善根、更不成人民之煩是最上事也、佛教之道理、更不可外求、治國養民是刹利居士之懺悔也、何可修別佛事乎、太以不當于理事也、却人情不知大義之間、王法之外別修佛事、是又近代之弊風也、於予者本自心外不求佛法之間、強不可待如法經、如行法記文者、以覺佛性、以是爲莊嚴懺悔、是法華三昧大意也、然而自然而懈怠、企別修行之時、自催信心、是又庸人之常法也、徒稱心外無佛法、不修行者、何時顯佛性哉、迷前是非也、其人不可偏執事也、所詮不成民之費、而修行是第一也、又若爲勸懈怠之心、別刷道儀、引伴侶、是又第

世昔行初七日海より

ゆきしり

此を

不致中

有異之

秋三

ハ

と清

初

ゆ

成人

の

列

之

し

の

是

心

法

法

法

法

法

法

法

法

法

法

二義也、偏稱有人之煩、不修者又還懈怠之自緣也、大煩者更雖善根不可然、至小事者若得大利者有何事哉、是佛法世法能々校量、臨時可決事也、先云世法、云佛理、不可有二事也、法華云、治世□□皆順正法、云云、此意殊王者可存事也、中古以來以造寺爲本、佛寺之美麗爲先、太以背佛法事也、梁武帝造寺間達磨有功德乎、大師答云、無功德、云云、此一段非今之所論、大以有深意、尤覺得此意、始可許修佛事而已、○元亨三年六月二十六日の條。

八 御參禪下

當時法皇は常に天台眞言及び淨土等の諸宗の高僧を召して法門を談じ給へり。然れども尤も禪に御意を傾け給へり。元亨三年五月の頃妙超上人の參候あるに至り、大に御歸依あり。數召して眞參實究し給ひ、徳山禪師托鉢の話に下語して批を求め給へり。即ち少少非を改め了り、大途神妙のよし

氣色ありと宣へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

逢妙超上人談話如先々。〇元亨三年五月二十三日の條。

請超侍者參禪。〇元亨三年七月十九日の條。

今夜超侍者談法、托鉢話下語令見、少々改非了、大途神妙之由

有氣色。〇元亨三年十月十八日の條。

入夜謁超侍者法談已終之。〇元亨三年十一月一日の條。

妙超上人は道號宗峯と云ふ。播磨國揖保郡人。初め顯日上人に従ひ、

後建長寺紹明浦上上人に師事して法を附せらる。上人示寂の

後京都に上り、東山の雲居寺に隠れて修行を事とす。赤松則

村俗縁あり、殊に歸依す。上人の姉赤松氏に嫁し、則村を生めり。元應元年則村より資

を供せられ、紫野に一菴を築きて移り居る。後雲林院菩提講

の東塔の北に寺基を開き大徳寺と號し、入りて住し、道名大

に傳ふ。

元亨三年十二月十四日、妙超上人六條院の前任持宗卓長老を伴ひて參候す。法皇即ち宗卓長老を請し、碧巖錄の提唱を聞き給ひて御問答あり。法皇御問あり、如何が是れ佛法の大意。長老曰はく、紫羅帳裏眞珠を散ずと。御問あり、只與麼か又別に之有るか。長老曰はく、陛下の所問を離れずと。法皇後に之を妙超上人に質し給へり。即ちこの一答頗る參差かのよし之を思ひ、後日超侍者に問ふに、然るのよし返答なりと宣へり。これに依りて法皇が御參究の狀を明にすべく、而して妙超上人を御崇信し給ふこと尤も深きを詳にすべきなり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

謁宗卓長老。六條院前長老也。超侍者即相具參也、令讀碧巖錄、先一兩問

答訖、令讀錄一兩枚也。〇元亨三年十二月十四日の條。

余問宗卓曰、如何是佛法大意、卓云、紫羅帳裏散眞珠、又問曰、只與麼歟、又別有歟、卓云、不離陛下所問、此一答頗參差歟之由思之、後日問超侍者、然之由返答也、〇同條裏書。

宗卓は道號絶崖と云ふ。紹明上人の弟子なり。妙超同參にし

て共に道名重し。豊後の萬壽寺、筑前の崇福寺、京都の萬壽寺

に歴住し、庭記に六條院とあるは、即ち萬壽寺のことなり。尋いて勅召を拜して南禪寺に住

す。鎌倉に下りて淨智寺に住し、東國に師風を宣揚す。京都の

妙勝寺、豊後の圓福寺を開き、先師を勸請して第一祖となす。

建武元年六月二十七日寂す。勅諡廣智禪師と云ふ。

法皇この後常に妙超上人を召し給ひ、亢亢として參究し給

ひ、予自ら思惟し、猶ほその懈怠の心を知る。懺悔萬端なり。自

ら精進を勵むべきよし宣ひ。忽ち一轉語を下し給ひ、抑も精

進是れ何物ぞ、懈怠又如何と宣ふ。一步一步向上の一路を進

前し給ふ狀を窺ふべきなり。

余問宗卓曰如何是佛法大意
 卓云此三經長卷教一月
 又問曰只台座幾有也卓曰不離
 階下所同也
此三卷經卷長七寸五分
 修二起修之如法也

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

入夜謁超侍者、元亨三年十二月二十日

今日妙超對面、讀碧巖錄、正中二年三月九日

謁超侍者談法文、予自思惟、猶知其懈怠之心、懺悔萬端、向後自

可勵精進之由、談話抑精進是何物、懈怠又如何、正中二年七月十七日

當時禪宗益盛、に京都に行はれ、宗師交、鎌倉より上り、諸公卿

に崇信せらる。後醍醐天皇疎石石禪師の道名を聞き給ひて

勅召あり。南禪寺の住持となさんとし給ふ。疎石再三辭退し

たるも許されず。遂に御意を鎌倉幕府に傳へしめらる。乃ち

正中二年相摸三浦の泊船菴を出て、同年八月京都に上り、天

皇に拜謁して宗要を説く。法皇後にその御問答のことを聞

き給ひ、此の如き問答は都て教綱を出でず。達磨の一宗地を

掃うて盡く。悲むべし、悲むべし。この趣密密語るところなり

と宣ひ。且つ疎石が鎌倉幕府の歸依を受くる者なることを聞き給ひて、窃に警戒し給ひ、この人を以て宗門の長老に用ひらるゝは、即ち是れ胡種族を滅すものなり。悲まざるべからずと宣ふに至れり。法皇が疎石を喜びたまはずして、この言をなし給ふは、畢竟するに妙超疎石の二大宗師の宗風の全然相同じからざるを證するものにして、法皇は實に専ら妙超の宗風に依り給へるなり。

即ち親ら記録し給ふこと左の如し。

今日謁宗峯上人、禪林寺長老、々々參内裏御問答之體語之、日來有道者之聞仍所被召也、而如此問答者、都未出教綱、達磨一宗掃地而盡、可悲々々、此趣密々所語也、此仁已爲關東歸依之僧、仍不可事等可隱密之由、有時宜歟、仍此上人不可慮外之由示之、予情思之、當今有佛法興隆之叡慮之由風聞、而依東方之

形勢、還被隱密如何、云云、以此仁被用宗門之長者、即是滅胡種族、不可不悲歟、○正中二年十月二日

及晚謁宗峯上人、問答有頃退出、禪林寺長老佛法舉揚之體語之、善門弟^{了義}遣禪林寺問答也、子細粗語之、子細不能記、○正中二年十月十日

宸記正中二年十二月以後多く缺けたるを以て、この後の事委しく知るによしなし、然れどもこの後數年の間、亢亢として參究し給ひ、遂に妙超上人の印可を受け給へり。

後伏見上皇妙超上人の道名を聞き給ひて、數召して、深く歸依し給ひ、正中二年二月二十九日院宣を賜ひ、大德寺を以て御祈願所となし給ひ、尋いで寺領を寄附し給へり。

後醍醐天皇佛教の興隆を謀り給ひ勅して妙超上人を召し御崇重し給ひ、尋いで繪旨を賜ひ、大德寺を以て御祈願所と

なし給ひて、寺領を寄附し給ふ。こゝに至り妙超上人の盛譽益、高く大徳寺の寺門大に繁榮す。

元弘三年六月七日勅して大徳寺の寺領を安堵せしめられ、尋いで寺領を寄附し給ひ、八月二十四日宸翰を妙超上人に賜ひ、大徳寺を本朝無雙の禪苑となし、永く門弟をして相承せしめ給ふ。

宸翰左の如し。

(大徳寺所藏)
大徳禪寺者宜爲本朝無雙之禪苑、安棲千衆、令祝萬年、門弟相承、不許他門住、不是偏狹之情、爲重法流、殊染宸翰、貽言於龍華了、

元弘三年八月二十四日

宗峯國師禪室

踰えて十月一日大徳寺を五山の一となし給ひ、四年正月二

十六日再び綸旨を賜ひ、南禪第一の上刹に相並ぶことゝなし給へり。然れども未だ諸堂備はらず。妙超上人諸弟子を督して造營に力を盡せり。

この際法皇が妙超上人に對し給ふ狀況を詳にし難しと雖、益、御歸依あり。常に召して宗風の擧揚を事とし給ひたるべきこと疑ひなし。その御落飾し給ふに方り、御髮を妙超上人に賜ひて結縁し給へり。これ實に師資の關係を以て視給へるものなるを知るべし。

北朝建武四年八月二十六日宸翰を賜ひ、大徳寺を以て永く一流相承し、他門を住せしむることなからしめ給へり。宸翰左の如し。

(大徳寺所藏)
大徳禪寺者特稟曹溪之正脉、專煽少林之遺風、寔斯聚林之規範者歟、宜比禪苑於劫石、傳法席於龍華、一流相承、他門勿住、豈

是縱人我之情乎、宗派別涇渭之故也、垂嚴誠於將來、忽敢違失矣、

建武四年八月二十六日

興禪大燈國師禪室

宸翰に國師の號あり。法皇先づ興禪大燈國師の號を賜ひ、尋いで後醍醐天皇正燈國師の號を賜ひたるものか。然れども共に未だその年月を詳にせず。

蓋し嘉曆元徳の交、法皇は妙超上人より印可を受け給ひ、直に國師の號を賜はりたるものなるべし。

玉鳳院御目物録に左の如くあり。

一扇御手箱一合納物

國師印承一通

御授衣之時、國師被書進一通、投機御頌以下御問答、載御録、

文章國師就參申、以宸筆被遊置一通、

御問答、并に投機の御頌、左の如し。

(大徳寺所藏)

億劫相別而須臾不離、盡日相對而刹那不對、此理人々有之、如何是恁麼之理、伏聞一言、

昨夜三更露柱向和尚道了、

二十年來辛苦人、迎春不換舊風烟、著衣喫飯恁麼去、大地何曾有一塵、

弟子有此悟處、師以何驗朕、

老僧既凭麼驗、

行に御問答并に投機の御頌は、法皇の御録に載せられたるものなりと云ふ。中古も後醍醐師に狀に記入せられ、後醍醐天皇の御問答、并に投機せられたるものなりと云ふ。然れども、中後醍醐天皇には、此の如き事實あるから知らず。天皇が禪を參未だし給ひて、この御見地に、至り給へば、必ず他に、微證すべき事あるから知らず。天皇が禪を參未だし給ひて、この御見地に、至り給へば、に拜見するに、尋も後醍醐天皇の宸翰に推知するに足るべし。且、全く大徳寺に保存せらる。今、一方書つ、玉鳳院の御目物録を參照し、敢て中古以上人の關係を明し、法皇の御問答并に投機筆意を察し、且

す。事煩る重大なるも、物に自ら信ずる所に依つて之を断すその玉風院御物の轉じて大徳寺に入りたる由來等考證すべきしのであるも煩を厭うて省略す。

南朝延元二年、北朝建武四年十二月二十二日、妙超上人、大徳寺の方丈に示寂す。壽五十六なり。弟子義亨新大徳寺の師跡を繼げり。南朝延元四年四月十七日後、翻天皇帝勅して正燈國師に高照の二字を加へ賜ふ。

是より先元徳二年、妙曉元より歸る。遍參九年の功を全うし、保寧寺清茂林古の法を嗣ぎ、月林の道號を附せられ、法諱を改めて道皎と云ふ。西山に妙峯菴を營みて幽棲し、尋いで梅津の長福寺に移り住す。長福寺は天台宗の一寺なるも、道皎入りて叢林の清規を行ひ、一門の宗風を舉揚す。法皇御舊縁に依り、益深く御歸依あり。數召して法門を談じ給へり。

且つ長福寺に御幸あり、雲門禪師の金風の話談し給ひ、御

製あり。

(風雅集)

大梅山の別傳院に御幸侍りける時、僧問雲門、樹凋葉落時如何、雲門云、體露金風。といふ因縁を頌せさせたまひける。ついでに、

立田川もみち葉流る三吉野のよしの、やまに櫻はな咲く
後北朝貞和二年十二月二十三日午刻大雨を冒して御幸あり。一夜御逗留し給ひて法門を談じ給ひ、翌二十四日酉刻還御あり。その翌二十五日早旦宸翰を賜ふ。

(長福寺所藏)

兩日之儀感悦万端、寂寥栖遲、多年之本意満足、自愛無極候、昨日寺中歴覽感興多、事々筆墨難述、盡期面謁候也、

(御花押)

後、宸影印筆法并に寺領を賜ふ。

宸記に、妙曉の名見えて、月林道皎の名見えず。月林道皎の傳に、妙曉の名見えず。故より月林人たるを疑ふれども、長福寺古記録に依りて、事歴を研究するに、全く同人名なり。古林より月林

れ道號を附せられたることとも明記あれば、その同人なることとも疑なし。

第六章 御遺勅并に妙心寺の建立

北朝建武四年十二月法皇妙超上人疾あるを聞きて驚き給ひ、院使を遣はし大徳寺の方丈に就いて慰問せしめ給ふ。上人乃ち後事を奏して弟子惠玄を推薦し、是れ實に吾道髓を得たるものなるよし叡聞に達す。

惠玄上人は道號關山と云ふ。信濃國の初め建長寺に留り、遂に妙超上人の宗風を慕ひて京都に上り、大徳寺に掛搭し、日夕上人に親附して參究し、遂に法を附せられ、上人の意を受け、去りて美濃の深山美濃國加茂郡伊深村に在りに幽棲し、殆ど蹤跡を没す。

法皇こゝに於いて特に惠玄上人を召し給ふ。上人再三辭退するも許されず。遂に深山を出て、京都に上り、法皇の御意を拜して専ら師風を傳持す。

これより法皇深く惠玄上人に歸依し給ひ、上人に依りて一門の宗風を興隆せんとし給ひ、北朝康永元年正月二十九日法皇仁和寺花園御所跡を上人に賜ひ、之を管領せしめ給ふ。これ實に妙心寺の寺基なりとす。

院宣左の如し。

仁和寺(妙心寺所屬)花園御所跡可管領者、依御氣色執達如件、

曆應五年正月二十九日

(高麗權仲)大藏卿(花押)

關山上人禪室

法皇は別に花園に玉鳳院を築きて塔頭となし給ひ、仁和寺上庄地頭職を寄附して菩提料所となし給ふ。而して常にその院に御し給ひ、全く出家の行儀に従ひ給へり。

同年十一月親ら御熟慮し給ふ所あり。十二日御領を御處分

玉鳳煥采

第六章 御遺勅并に妙心寺の建立

し給ひて、宸翰の御處分狀并に御領目錄等を光嚴上皇に附し給ひ、愚僧一瞬の後御管領あるべしと宣へり。宣光門院、徽安門院等へ御分與の事等を明にし給ひ、殊に仁和寺上庄地頭職は菩提料所として置かれ、永代依違あるべからず。花園を以て塔頭となし、惠立上人に申付すと宣へり。光嚴上皇へ之を御遺告し給ふこと、實に法皇が上人を崇信し給ひ。永く香華の因縁を絶たざらしめんとし給ふ御深意を仰察し奉るべきなり。

御處分狀左の如し。

(伏見宮御所藏)室町院御遺領并今度武家所進地頭職所々等相副目錄讓進之、愚僧一瞬之後、可有御管領候、此内室町院御遺領十ヶ所并地頭職三ヶ所、在目録讓與宣光院候、以各別之儀可致管領候、更不可有牢籠候也、非分之煩等出來之時者、殊可有執御沙汰

候、道昭僧正園西庄、道意僧正大鳥庄等、自伏見院爲御祈禱料所可令相傳知行之由、被下院宣歟、然而近年闕乏之上、閑放之質祈禱無益之間、召放了、以護持之勞雖申子細、此地等各別管領之仁定置之上、不可及御口入候哉、如此懇懃申置之旨、令相違者、旁不可叶理致乎、殊可得御意候也、抑又仁和寺上庄地頭職被置菩提料所、永代不可有依違候也、以花園爲塔頭、申付惠立上人候也、如此事委細註別紙令進候、殊可得御意候也、兼又讓與徽安門院之分五ヶ所、別目録無牢籠之様、可有執御沙汰候委細條々追可申候也、恐々謹言、

康永元年十一月十二日

遍行(御花押)

尋いで北朝貞和元年二月十三日、法皇河内國下仁和寺庄地頭職を惠立上人に賜ひ、妙心寺の造營料に充て給ふ。法皇その造營に御意を用ひ給ひ、益之を急ぎ給へるが如し。

院宣左の如し。

河内國(妙心寺所屬)下仁和寺庄地頭職所被寄附妙心寺也、可令存知給之

由、御氣色所候也、仍執達如件、

康永四年二月十三日

(花押)

關山上人御房

踰えて三年七月二十二日、法皇宸翰を惠立上人に賜ひ、親ら
往年先師大燈國師より衣鉢を附せられて後、常に報恩謝徳
の思あり。興隆佛法の志寤寐に忘るゝなきも、心事依違し、今
にその願を遂げざるよし嘆じ給ひ。頃年病痾纏牽し、旦夕期
し難し。空しく溝壑に填らば、永劫の恨何事か之に如かんと
宣ひ。深く一門の宗風の興隆、并に妙心寺の造營等の事を軫
念し給ひ。仙洞に申置く子細これありと宣へり。これ光嚴上
皇に御委囑し給ひ、御大事の後、その叡志を成さしめんとし

給ふなり。即ち縱令一瞬を過ぐるも、必ず平生の志を満すべ
しと宣へり。御蓄懷を述べ給ひ、縷縷として一百餘言に及び
給ふ。これ實に法皇の御遺告なり。

即ち宸翰左の如し。

往年(妙心寺所屬)在先師大燈國師所、於此一段事得休歇、傳持衣鉢之後、報

恩謝徳之思、興隆佛法之志、寤寐無忘、而心事依違、于今未遂其
願、頃年病痾纏牽、旦夕難期、空填溝壑者、永劫之恨何事如之、仍
一流再興、并妙心寺造營以下事、申置仙洞之子細在之、縱過一
瞬、必可滿平生之志、門徒之中、其仁不在他、廻遠慮、可被果興隆
之願、故遺鳥跡述蓄懷者也、

貞和三年七月二十二日

(御花押)

關山上人禪室

この宸翰に依り、法皇が妙超上人より印可を得給ひたる事

玉鳳煥采

第六章 御遺勅并に妙心寺の建立

實益、明白にして、弟子惠立上人に依りて、妙超上人の一門の宗風を興隆せんとし給へること、亦益、明白なり。

二十九日玉鳳院を惠立上人に附し給ひ、且つ妙心寺に混ざへかからざること、を明にし給へり。

宸翰左の如し。

(妙心寺所藏) 塔頭玉鳳院事、不混妙心寺、關山上人爲各別之沙汰、塔主可令

門弟相續、仍爲後證所染筆也。

貞和三年七月二十九日

(御花押)

妙心寺は惠立上人が一門の宗風を傳持し、舉揚する道場とし。玉鳳院は法皇の塔頭として上人に附し、上人の門弟を以て相續せしめんとし給ふなり。蓋しこれ法皇の御深意に出て、坐禪修行の道場を以て、所謂香華所に混ぜざらしめんとし給へるものなるべし。

翌四年十一月十一日法皇崩御あり。惠立上人塔頭玉鳳院を守る。

觀應二年五月二十五日、法皇の御遺物を玉鳳院に藏し保管せしめらる。

御物目錄左の如し。

(妙心寺所藏) 預置

玉鳳院御物目錄

一扇御手箱一合納物

國師印承一通

御授衣之時、國師被書進一通、投機御頌以下御問答、載御錄、文章國師就參申、以宸筆被遊置一通、

眞言宗御相傳二帖

天台血脈三通

御守佛舍利

御袈裟

玉鳳煥采

第六章 御遺勅并に妙心寺の建立

御座具

御鉢

御挂落

宸筆理趣經

宸筆梵網經

宸筆阿彌陀經

宸筆九品往生經

顯親門院御書裏

後伏見院宸筆裏

弘法大師賢劫經

同眞筆二枚

聖席御筆二切

慈惠和尚筆一枚

一扇御手箱一合納物

眞言天台御抄物

并御夢想記以下宸筆等

一御杉櫓一合納物

虛堂錄

大應國師錄

國師錄二冊

仙洞宸筆三通

御商量舊院法文也

以宸筆御商量、國師法文、并國師書進法文消息以下物品

一釋迦像一鋪

思恭筆

一伏見院宸筆形木

一同院宸筆南無三寶一鋪

一達磨像一鋪

思恭筆

一虛堂頌一鋪

一大燈國師影一鋪

一癡絕法語一鋪

一蘆雁繪四鋪一對

牧溪筆

一御屏風一双

唐繪

一香臺

一花瓶香爐

餘赤

一香箱

一香箸火鋤

餘赤

一臘燭臺

同

一御座處

一氈一枚

一御脇足

楮

一曲祿

在白梨木脚脫

玉鳳煥采

第六章 御遺勅并に妙心寺の建立

一青磁水瓶

一御茶杯一在青磁

右所預置如件

觀應二月五月二十七日

この御遺物の目錄に依りて、亦法皇の御生前の事仰察せらるゝなり。後これを宮中へ移し置かるゝことゝなりたりと云ふ。

法皇崩御の後、河内國下仁和寺庄地頭職等濫妨を被り寺領等の事に關し、俗累漸く繁し。惠立上人蓋し之を厭ひたるか忽ち妙心寺を去れり。

北朝觀應二年八月二十三日に至り、光嚴上皇の院宣に依り、再び住す。

院宣左の如し。

(妙心寺所藏) 妙心寺可令再住給之由、御氣色所候也、仍執達如件、

觀應二年八月二十三日

隆蔭

關山上人禪室

惠立上人妙心寺に再住するも、常に禪誦規式に拘はらず。殿堂莊嚴に意なく、自ら藤を縮ねて袈裟の環となし、只棒喝を行ひ、參徒を接得したり。

己に法皇が惠立上人を崇重し給へる事實を明にすれば、一面上人の言行を傳ふること亦自ら要あるべし。今法孫の記載する所二三を掲げて末に附せん。

師丈室甚弊漏、每雨無坐所、一日乍雨、師召持器當漏處、一童子急將箆籬來、師大稱賞、一童子索籬桶來、師罵曰、這顛預、打趁出、信州高梨氏某、以忝譜系故、入山拜謁、視丈室漏、退稟侍者曰、上方屋漏、胡爲不修葺耶、些々費用願致奉加、侍者白師、師大罵曰、這俗漢將謂相看、管惠立屋爲甚什麼、向後勿復來、

一日有客爲置茶筵、筵罷令燒浴、浴主白無柴、師曰無柴當毀欄板而燒、

或時春雨晝靜、衆寮寂無僧聲、師問何故、或白普請摘茶、師曰、奈何濕却清衆、急須伐將茶樹來令於內摘、

或時見僧來參呵斥、僧曰某特爲生死事大、無常迅速而來、師罵曰、惠立這裏無生死、便打趁出、

或時示衆曰、柏樹子話有賊之機、

是等の言行自ら上人の宗風を示せり。よく領會する者これを領會せん。

北朝廷文五年十二月十二日上人束裝頂笠して弟子授翁上人を召し、相携へて風水泉名井の頭に到り、大樹の下に倚り、立ちながら出世の始末を談じ、泊然として化し去る。壽八十四なり。

是れ即ち

今上天皇陛下の勅諭を賜はりたる無相大師なり。

妙心寺は惠立上人の後、宗弼新撰、宗因因無、日峰宗舜、立詔天義、宗深江等相續して、漸次に修營し。殊に應永六年の禍害の後、宗舜等尤も心力を盡して經營し、諸堂整備し、燦然として輪奐の美を見るに至れり。

鷺尾順敬謹修

玉鳳煥采終

花園法皇御撰法華品釋一卷あり。蕉軒日録に東福寺大
倣之を拜讀したることを自記し、續本朝通鑑に亦これ
を録す。而してその書已に妙心寺天球院に於いて梓に
上ほされたるも、未だ廣く世に流布せず。乃ち茲にその
全篇を掲ぐ。

編修者謹識

御製法華品釋序

夫法華者、三世諸佛之本懷、一切衆生之性相也、乳酪蘇之五味、以醍醐而成、妙藥羊鹿牛之三駕、會大車而叶圓乘、本有常住之旨、壽量之遠、本指掌、會三歸一之理、方便之正、說在眼、聞此直道、誰敢生疑乎、而今踏台岳之高蹤者、猶迷途轍、酌荆溪之遺流者、還滯牛涔、是則雖窺文之當眼、未知義之在心、或思宏才之聲譽、多失菩提之直路、學功高者情執愈深、服藥增疾、醫王之妙術云窮、嗟呼痛哉、悲哉、朕久染心於台教、僅學遺書、性雖愚淺、粗知圓實之理、不出平常之心、寔是師師相承之宗旨、于今不墜、足以悅滅後末法之心者、仍述品品之綱槩、又綴拙偈以加左、然言之者不知、知者不言、達士之前不敢辭罪而已、

御製法華品釋

妙法蓮華經序品第一

妙法者色心蓮華者衆生之當體經者常也衆生色心常恒天真獨朗之體亘於三世不變離教門之所詮越觀心之所照言語道斷心行處滅獨一法界也序者總叙一部之正意通而言之者一代大旨在之故云通序其正意專在如來入定如來入定之中無一法之可說大衆對坐之處無一機之可發心念不生妙法之名言都無十界本有迷悟之性相豈存乎觀心不到智辨不及無所措於一言如此解釋豈關於此理哉纔言不生卽乖已談本有亦非也惡火倍薪之嘲受而甘心者也頌曰
身心不動定中坐一代五時無奈何堪笑文殊今古說更將語默莫窺他
方便品

方者正也便者卽也本有智慧卽是正之義也故文句以秘妙釋之善巧智之謂也十如實相其智體也法界無非十如卽是本有之智自然具足無有闕滅故云定慧力莊嚴云云如實知見之處十界本有之定慧也如我昔所願今者已滿足化一切衆生皆令入佛道此謂也頌曰

十如十界自然智白日青天曾不藏凜凜威風逼塵刹靈光一段

露堂堂

譬喻品

方便正說如來實說無所隱而迷妄衆生謬生疑惑故設此說於門外假立三車破窮子之有執一念旣破有者卽是實相也不用三車直乘大白牛車而已頌曰
如來巧喻接中根狹小還爲廣大門露地白牛曾放却人天供養釋迦尊

信解品

信者任也、解者智也、任智體者即實相外無他物、內衣之珠豈向外而求覓乎、故云無上寶聚不求自得云云、豈有捨迷求悟乎、去來坐立是本覺本有之智體也、頌曰、

信斯何事解如何、不得片言說似他、四大聲聞述頌解、無端大海起洪波、

藥草喻品

三草二木生於一心地、草木皆是心之所變也、故草木國土悉皆成佛之義於此顯、一乘之中曾無取捨之機、故云利根鈍根等雨法雨矣、喻之言雖涉於譬諭、曉也、實義之心以曉諭爲正也、頌曰、

無心雲雨長群萌、萬木惣從一地生、瘦竹肥松曾不隱、衲僧眼下太分明、

授記品

聞本來成佛之記、無二之內證已開、一言之下絕疑慮、不經教誨之階級、不涉領解之品位、即是一心實相本也、頌曰、

三菩提記向誰授、恰似畫地添足人、四十年來未曾說、靈山會上絕疎親、

化城喻品

化城喻者、一切起念心行也、即是寶所之故、不動一步、不行而至、故題曰化城喻品、大通佛者理性之本源、一物不存是此佛也、故云、十劫坐道場、佛法不現前、即自理性萬物之故、一念起處生十六王子、於十方說法利生、即今釋尊是也、一念未起之處、爲萬物根本之義也、一理即是事、事是智故、十二因緣妄法不動而證菩提也、一切衆生十二行法輪外無別體、一乘之義於此而明、不動理性即此經也、大通佛常說此經也、頌曰、

薦得大通古佛說、法華覆講往時緣、即今佛法在何處、勿問現前不現前

五百品

五百人生疑、富樓那辯說開之、一切皆是佛法意地、開發授法明之記、一切周徧之故、普明說授之、頌曰、

好箇寶珠都不知、慳慳喚起亦何爲、醒來不及醉中樂、一醉一醒無了期

授學無學人記品

學者知解生之人、無學者、無智無開曉、皆是本有常住之佛也、故一念未了之人皆授記、云云、此中論得益之人者、羅云其人也是佛子之故、子者息風之體也、內證他人不知之、羅睺羅密行此謂也、心內已證故、最前得記、阿難者常爲侍者之故、佛說一言之處、最前領之、二千入者、在會之數、暫雖舉之、一切三界之衆生之摠

稱也、頌曰、

十號記來佛世尊、學將無學不須論、誰爲迷也誰爲悟、不在是非揀擇間、

法師品

法者本有常住之法、一理周徧無一法之可得之、故不論在家出家、不謂十界三世衆生莫不法器者也、師者行之人也、本有之事法誰不行之乎、言衣坐室者、本有慈悲之室、一念不生之故、十界之衆生皆是被慈悲、非好一物惡一物、是本有慈悲善根力之謂也、柔和忍辱又同之、於一切住平等之心、故無彼此之別、是則忍辱之義也、座者一念所住、即是本有不生之故、一念不止之者也、此品明滅後之觀心、見一念不生本有之理、不見有佛無佛、舉手動足皆本有之行體也、豈待佛之出世乎、頌曰、
有佛無佛一以貫、人持軌法法由人、人人總是圓成理、分外光明

遍剎塵

見寶塔品

塔者五大之體也、龕室者地也、瓔珞水也、梅檀之香是火、幢幡爲風之體、幡蓋是空相也、即五大之體故也、佛與衆生同體之故、現此寶塔住在虛空、佛坐此中、大會又住虛空、是則同體之證也、一法界之故、在世滅後無異矣、事相色法即常住之理、以此證之、是見寶塔也、故爲此品之題號、文云、是則勇猛、是則精進、是名持戒、行頭陀者、云云、傳教大師釋云、虛空不動戒、虛空不動定、虛空不動慧、三學俱傳名曰妙法、云云、是圓頓戒之文、出自此品、住法界平等之觀心、謂之持戒、有一念之隔異、謂之破戒、定慧亦然、頌曰、住在虛空同一會、一心三學本非三、非三非一而三一、重疊春山青似藍、

提婆品

阿私仙之爲師、表惡之生善、天王佛之得記、顯善之在惡、善惡是不二、不關於理性、即今以事相證之、龍女之成佛、畜類之女身、猶得即身之證、以此表十界之常住、一顆之珠、示當體成就之相、不可言理性也、頌曰、

海中龍畜南方佛、今日逆人往昔師、今古見已革、途轍象王縱步絕狐疑、

勸持品

勸者益他大忍力也、持者自行不惜身命也、自行化他唯在一乘、謂其方軌者五種之妙行也、頌曰、
自行化他唯一乘、輕身重道以經弘、住於忍力世尊使、濁惡世中菩薩僧、

安樂行品

四生樂行即三業也、三業相應不起妄想是安樂也、以此爲第四

之行也、安樂之行相、不論佛在世與滅後、故滅後觀心以此爲本、頌曰、

超涯賞賜驚軍士、王頂寶珠無上珍、亘古亘今無所畏、四安樂行自由人、

涌出品

十方有執之大地震裂、千界久住之菩薩涌出、已動生滅近迹之執情、欲表常住遠本之實相也、此菩薩等本有之薩埵、從久遠劫來教化是等衆、此謂乎、頌曰、

無量菩薩出地中、動執生疑一會衆、近迹之情將蕩盡、往來出沒惣虛空、

壽量品

說壽命無量之遠本、非今日始成之佛、三世常住之旨已顯、生滅之情執永斷、十方皆本有、誰論出沒、三世已常住、寧分古今、六趣

四生之事相併不動、豈厭凡欣聖哉、於本覺之一體、長斷取捨之情者也、常在靈山說法亦常、故云不自惜身命、時我及衆僧俱出靈鷲山、云云、又云、餘國有衆生恭敬信樂者、云云、即今有人致恭敬信樂者、拜佛身聞說法、不可疑乎、頌曰、

親見靈山一會新、無量遠本塔中身、不生不滅天然理、誰悟誰迷本有人、

分別功德品

已得久遠實成之體、自叶本有常住之義、無漏清淨之報、分別其相、是三界常住之事、事又本有之相也、頌曰、

得益無量各不同、應斯本地甚深功、萬行六度一時備、坐臥經行在此中、

隨喜功德品

隨喜者領解義也、舉第五十人、此最末之功德、尙以難側量、以是

可知經之功德大，又勸於一人之功德，舉之，是無緣之利益，餘經所不及，一切衆生本有成道故，不及解了，猶得此益，此文經所說，巨勸化及自行之功德也，頌曰、

傳聞隨喜功難側，極果二乘不足論，非是餘經曾所及，須忘枝葉討根源、

法師功德品

法師之義，同前品，謂功德者，六根清淨之功德也，餘經之意，斷見思之惑，至於此位，而今所說者，雖未得天眼，乃至天耳，父母所生身，云云，此經功德，凡地得此功德，超過餘經所說也，此經修行者，所謂五種妙行也，頌曰、

曾非斷惑尋常理，依五種行淨六根，一色一香是中道，即聞即見也，誰人、

不輕品

謂不輕者，於一切事相上，恭敬之心，住平等之心，不專讀誦云云，不修餘行也，打擲輕毀之衆，皆還而得益，邪正一如，善惡不二之義，同提婆品之意，於佛滅後，此一行三世益物之相也，威音王佛者，不謂父母，不舉始終，唯是所相遇古佛也，若以一言說其相，以一念解其義者，非此佛，只是亘三世，遍十方，思量不及，言語已絕，於此處即得遇此佛，頌曰、

一心平等絕邪正，輕毀還爲得益機，造次顛沛逢古佛，威音那畔是何時、

神力品

神力者，佛之自在之德也，警歎彈指徧至十方，云云，此經威力遍於三界者也，以此利益，至於滅後，豈有異哉，頌曰、

此經威力亘思量，警歎之聲遍十方，神境智通無罣碍，有佛無佛本來常、

囑累品

三摩菩薩之頂遠及滅后之衆生以此經付囑者也文云能與衆生佛之智慧云云是直以佛智付囑衆生之文也此義亘三世可知之頌曰、

摩頂懃懃佛所囑以茲經典令流通佛之智慧是何物付與十方三世衆藥王品

王者心王也一切心數與心王同躰之故爲藥之義已顯文云若人有病得聞是經云云即此義也供養舍利又在此品以是爲行之證若有女人聞是經典如說修行於此命終即往安樂世界阿彌陀佛云云慧心說此終字訓爲遂非隔生之義謂已心之彌陀此經當體即是彌陀也又安樂世界也云云頌曰、
醫王開眼一廻顧萬物是皆莫不藥已心彌陀不二土如說修行

往安樂

妙音品

妙音者一音未起之處法界周徧之音聲也以此供養佛與衆生同是一音之故也文云不起于座身不動搖而入三昧云云無相之相無聲之聲也不鼓自鳴蓋此謂乎頌曰、

一音未起奏天樂琴瑟爲斯不鼓鳴三世十方常恒說幾人聞得妙音聲

普門品

此音聲者物物之聲也此上耳根利故偏用聲塵云云娑婆之利益皆是此菩薩之化導也故念彼觀音力一切成就不可疑者也觀其音聲皆解脫矣一一衆生悲喜之聲即時是法界之體之故也頌曰、

耳根所到有聲塵相對何時不是真滿澗松風滿溪水聽乎不聽

定中人、

陀羅尼品

以呪護持之、佛誓願不思議而然、豈以理致測量之哉、故衆生即得無生之益也、二菩薩者、出世間義、二天者、治國利民之要術、即在此經之故也、十羅刹者、念念善惡並起、皆歸法界實相、善惡相並不取捨、即是常住之說、會開發之故、云影向也、頌曰、
護持神呪難思議、治國利民在此經、善惡皆皈實相理、人人於此得無生、

嚴王品

邪見之嚴王已入佛法、邪正不二之理於此而顯、法界事事常住之故、邪正本有皆是佛界之功德也、轉我邪心云云、轉非改、轉廻之義也、邪心之行之處、即是佛法成就者也、頌曰、
大道廓然無取捨、安離中正有邊邪、應嘲二子現神足、正見邪見

其任他、

勸發品

普賢之體周徧法界、故受持之衆生得見普賢之身、又是法界是三周體也、頌曰、
普賢之道普賢行、妙法徧於法界中、清淨光明目前在、受持讀誦見其功、

